

大分県報

令和七年
号外（三）
三月三十一日

（月曜日）

目次

訓令 甲
教育委員会訓令甲
警察本部訓令

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程の一部改正……………

訓令 甲
教育委員会訓令甲

大分県重要システム危機管理等連絡会設置規程の一部改正……………

訓令 甲
教育委員会訓令甲
警察本部訓令

大分県訓令甲第十三号

大分県教育委員会訓令甲第九号

大分県警察本部訓令第十六号

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程

平成十五年大分県教育委員会訓令甲第九号

大分県警察本部訓令甲第十七号

大分県訓令甲第二十四号

知事 部 局
教 育 庁
警 察 本 部

号
の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎
大分県 教 育 委 員 会
大分県警察本部長 幡野 徹

別表第二中「健康政策・感染症対策課健康増進室長」を「県民健康増進課長」に、
「工業

振興課長
振興課新産業振興室長」を「工業振興課長」に改める。

別表第三中「健康政策・感染症対策課健康増進室長」を「県民健康増進課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

訓 令 甲
教育委員会訓令甲

大分県訓令甲第十四号

大分県教育委員会訓令甲第十号

知事 部 局
教 育 庁

大分県重要システム危機管理等連絡会設置規程

令和四年 大分県訓令甲第一号

大分県教育委員会訓令甲第一号

の一部を次のように改める。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎
大分県 教 育 委 員 会

第三条第一項中「のうちから知事が任命し、又は委嘱した委員」を削り、同条第二項中「商工観光労働部DX推進課長」を「総務部デジタル政策課長」に改め、同条第三項中「総務部電子自治体推進課長」を「生活環境部防災局防災対策企画課長」に改める。
第五条第二項中「二箇月」を「三箇月」に改める。
第七条中「商工観光労働部」を「総務部」に改める。

令和七年三月三十一日

大分県報号外（訓令甲・教育委訓令甲・警察本部訓令・訓令

甲・教育委訓令甲）

一

令和七年三月三十一日

大分県報号外（訓令甲・教育委訓令甲）

〔生活環境
商工観光

別表第二中「総務部電子自治体推進課長」を「総務部デジタル政策課長」に、
部防災局危機管理室長
労働部DX推進課長
「生活環境部防災局危機管理室長」に、「教育庁教育デジタル改
革室長」を「教育庁教育DX推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。